

平成23年第8回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成23年12月7日(水曜日)午前10時開議

- | | | | |
|-------|--------|--|--------|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 平成24年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 那珂川町税条例等の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 那珂川町県産材利用宿泊施設条例の廃止について | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 平成23年度那珂川町一般会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 平成23年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 平成23年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 平成23年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 平成23年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第10 | 議案第10号 | 平成23年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成23年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第12 | 議案第12号 | 指定管理者の指定について | (町長提出) |
| 日程第13 | 議案第13号 | 農地及び農業用施設災害復旧事業応急工事を町営とすることについて | (町長提出) |
| 日程第14 | 議案第14号 | 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について | (町長提出) |

日程第 15 請願第 1 号 那珂川町立小川南小学校の存続に関する請願書

(教育民生常任委員長報告)

日程第 16 請願第 2 号 和見地域の圃場整備と一級河川久那川の一体的整備並びに受益者負担の軽減に関する請願書 (総務企画常任委員長報告)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1 番	佐藤信親君	2 番	益子輝夫君
3 番	塚田秀知君	4 番	鈴木雅仁君
5 番	益子明美君	6 番	大金市美君
7 番	岩村文郎君	8 番	小林盛君
9 番	福島泰夫君	10 番	阿久津武之君
11 番	橋本操君	12 番	鈴木和江君
13 番	石田彬良君	14 番	小川洋一君
15 番	川上要一君		

欠席議員(なし)

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大金伊一君	副町長	佐藤良美君
教育長	小川成一君	会計管理者兼 会計課長	鈴木吉美君
総務課長	益子実君	企画財政課長	藤田悦男君
ケーブルテレビ放送 センター室長	増子定徳君	税務課長	川俣勇也君
住民生活課長	手塚孝則君	健康福祉課長	郡司正幸君
建設課長	秋元彦丈君	農林振興課長	山本勇君
商工観光課長	高野麻男君	総合窓口課長	薄井績君
上下水道課長	塚原富太君	環境総合推進 室長	星康美君

学校教育課長 川 和 なみ子 君 生涯学習課長 小 川 一 好 君
農業委員会
事務局 局長 秋 元 誠 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 局長 田 村 正 水 書 記 板 橋 了 寿
書 記 岩 村 照 恵 書 記 北 條 清

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（川上要一君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（川上要一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらんいただきたいと思えます。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第1、議案第1号 平成24年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第1号 平成24年1月1日から同年12月31日までの間にお

ける那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

町長、副町長及び教育長の給与については、従来より減額しているところですが、平成24年においても本年同様に減額するものであります。

町長については、月額30%、副町長、教育長の給与については、月額10%の減額を行うものであります。

よろしく審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 平成24年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第2、議案第2号 那珂川町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町税条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

所得、消費、資産にわたる抜本的改革の実現に向け、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応し、納税者、生活者の視点に立った改革の整備を図るため、地方税法の一部改正に伴い、条例を改正するものであります。

改正の主なものは、寄附金税額控除の適用下限額の引き下げと、株式等の軽減税率の延長、肉用牛の売却による軽減等であります。

内容の詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（川上要一君） 税務課長。

税務課長（川俣勇也君） 補足説明いたします。

お手元には、議案のほか、新旧対照表、平成23年度主な改正内容等があります。今回の改正の中には、単に引用法令の改正による法令、名称、条項番号等の変更がありますが、お手元の平成23年度主な改正内容について、参考資料によりご説明いたします。

1点目の公益税制の拡充については、寄附文化のすそ野を広げるため、寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げることとします。

適用は、平成24年1月1日から対象となります。

2点目の金融証券税制については、上場株式等の配当・譲渡所得等に対する軽減税率、住民税3%、所得税7%は、公平性や金融商品の中立性の観点から、20%本則税率とすべきですが、景気回復に万全を期すため、10%で平成25年度末まで2年間延長することとしています。

3点目の税負担軽減措置については、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、所定の見直しを行った上、その適用期限を3年間延長することとしております。

免税対象牛の売却頭数要件の上限を年間1,500頭に引き下げ、年間1,500頭を超える部分の所得は免税対象から除外します。

免税対象牛の対象範囲から売却価格80万円以上の交雑種を除外します。

4点目の租税の罰則については、平成22年度改正における国税の見直し内容を踏まえた罰則の見直しを行います。

町民税等に係る不申告に関する過料が3万円から10万円に引き上げられます。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） ただいま課長からの説明を受けたんですが、4番目のあれが3万から10万になるという根拠を詳しく教えていただきたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 税務課長。

税務課長（川俣勇也君） これは、地方税の改正ということで、町のほうで3万から10万に上げたという形ではなくて、上のほうからおりてきた条項等でございます。なぜかといいますと、先ほど申しましたけれども、平成22年度の国税の改正によりまして、56年以来この罰則規定が改正されておりました。そして、近年大口の悪質な脱税事件が依然として多発しているということにかんがみまして、地方税のほうも改正ということになりました。

以上です。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

6番、大金市美君。

6番（大金市美君） ちょっと参考までにお聞きしたいんですけども、和牛の免税がここに記されていますけれども、和牛は黒毛和牛のほかにも、赤牛とか赤牛短角とかというふうに、和牛と言われているものは4種類ほどいると思うんですけども、そういったものはどうなのかということと、ここに載っていないんですけども、仮に馬とかイノシシ、そういったものはどんなふうな扱いになるのか、参考までに聞かせていただきたいと思います。

議長（川上要一君） 税務課長。

税務課長（川俣勇也君） ただいまの質問でございますが、ここでうたっている80万以上の交雑種というのは、皆さんもご存じだと思いますが、よく言われているF1、ホルスタインの雌と黒毛和牛の雄を掛け合わせた牛なんでございますが、肉用牛としては品質のよい牛ということで、税制改正で今まで100万以上のものが免税対象ということだったんですけども、それが80万ということでございます。

そして、先ほどの質問で、イノシシという質問があったんですけども、ちょっと今のところ税面ではうたっていない、私もそのところをまだ存じ上げておりませんので、申しわ

けございませんが、ここではちょっと答えられないということで、申しわけないです。失礼します。

議長（川上要一君） 調査の上、後でやってください。

ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町税条例等の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第3、議案第3号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の改正に伴う課税限度額の引き上げを行うもので、中間所得層の負担軽減を図るため行われるものであります。

詳細については担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますよう

お願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 住民生活課長。

住民生活課長（手塚孝則君） 補足説明を申し上げます。

参考資料、那珂川町国民健康保険税条例新旧対照表をごらんをいただきたいと思います。

まず、1ページ目ではありますが、第2条第2項は、基礎課税額を定めておりますが、下線が引いてあるとおり、保険料の基礎賦課額の限度額を50万円から51万円に引き上げるもの、第3項は、後期高齢者支援金等賦課額を定めておりますが、賦課額の限度額を13万円から14万円に引き上げるもの、第4項は、介護納付金課税額を定めておりますが、賦課額の限度額を10万円から12万円に引き上げるものであります。

2ページ、第26条は、国民健康保険税の減額の条文ではありますが、同じく限度額を50万円から51万円に、13万円を14万円に、10万円を12万円に引き上げるものであります。

なお、附則につきましては、施行期日等を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第4、議案第4号 那珂川町県産材利用宿泊施設条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町県産材利用宿泊施設条例の廃止について、提案理由を説明申し上げます。

那珂川町県産材利用宿泊施設「ペンションひろせ」につきましては、平成2年度に県補助を受けて、県産材の需要拡大と木造建築物の普及促進を図り、あわせて宿泊の場を提供することを目的として設置されたものです。

設置以来、多くの宿泊客を受け入れ、県産材による木造建築物の普及に努めるとともに、ペンションとしての機能を果たしてまいりました。

しかし、本年3月11日発生 of 東日本大震災により、甚大な被害を受けました。復旧について種々検討をした結果、原状復旧困難であり、また補助の処分制限期間を過ぎており、廃止との判断に至りました。

つきましては、那珂川町県産材利用宿泊施設条例を廃止するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町県産材利用宿泊施設条例の廃止については、原案のとおり決するこ

とに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号～議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第5、議案第5号 平成23年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、日程第6、議案第6号 平成23年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について、日程第7、議案第7号 平成23年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について、日程第8、議案第8号 平成23年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第9、議案第9号 平成23年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、日程第10、議案第10号 平成23年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第11、議案第11号 平成23年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について、以上7議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま一括上程されました議案第5号から議案第11号、平成23年度那珂川町一般会計補正及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定や人事異動に伴う職員人件費や10月から改正されたこども手当特別措置法支給事業費への組み替え及び9月21日の台風15号による被害の災害復旧費のほか、国・県補助事業費の追加認定になるものなどを計上するものであります。その補正額は、6,100万円となり、補正後の予算総額は87億7,400万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は、災害復旧費で、台風15号による被害の災害復旧費及び地震により被災した施設等の災害復旧費などで1億4,003万1,000円を計上しました。

第2は、衛生費で、不法投棄等対策費及び合併処理浄化槽設置事業費補助金などで1,501万円を計上しました。

第3は、消防費で、消防団員等公務災害補償負担金の額の変更に伴う増額分1,251万8,000円を計上しました。

なお、人件費については、給与改定、報酬減額等により、議員、特別職、一般職合わせて9,047万9,000円を減額するものです。

以上、歳出予算の主なものを申し上げますが、これらに要する財源は、分担金及び負担金、国・県支出金、諸収入、繰越金、町債を充て、繰入金は財政調整基金繰入金1億4,000万円を減額することといたします。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は、一般被保険者等療養給付費、退職被保険者等療養給付費等に2億800万円を計上するもので、その財源は、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金、繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は22億6,700万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。施設介護サービス給付費等及び給与改定に伴う職員人件費などに7,700万円を計上するもので、その財源は、国・県支出金、支払基金交付金、繰越金を充当いたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は13億7,100万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。消費税の増額及び給与改定に伴う職員人件費に200万円を計上するもので、歳入は繰越金を充当いたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は3億3,000万円となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。施設管理費で修繕費に200万円を計上するもので、歳入は、施設使用料を減額し、繰越金を充当いたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は4,800万円となりました。

次に、簡易水道事業特別会計であります。浄水場等の災害復旧費や消費税の増額のほか、給与改定に伴う職員人件費で2,500万円を計上するもので、その財源は、国庫補助金、手数料、一般会計繰入金、繰越金を充当いたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は2億4,200万円となりました。

最後に、水道事業会計であります。配水地修繕や借換債のほか、給与改定に伴う職員の人件費など2,291万4,000円を計上するものです。

以上、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、農業

集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び水道事業会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをごらんください。

第2表、地方債補正であります。1、変更として、臨時財政対策債は、発行限度額の確定により、限度額3億円に1億3,101万円を増額し、4億3,101万円とするものです。

起債の方法は、普通貸付または証券発行、利率は、4.0%以内に設定するものであります。続きまして、事項別明細書により、歳入から申し上げます。

10ページをごらんください。

12款分担金及び負担金、1項1目災害復旧費分担金の補正額は700万円の増で、農地・農業用施設災害復旧事業費に係るものであります。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は3,469万1,000円の減で、こども手当支給事業費からこども手当特別措置法支給事業費に組み替えるもの。

2項5目災害復旧費国庫補助金の補正額は1,000万円の増で、公共土木施設災害復旧費補助金に係るもの。

3項2目民生費委託金は39万円の増で、こども手当特別措置法事務取扱費に係るものであります。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は72万3,000円の増で、こども手当支給事業費からこども手当特別措置法支給事業費に組み替えるもの。

2目土木費県負担金の補正額は417万1,000円の増で、地籍調査事業に係るもの。

11ページに続きます。

2項1目総務県補助金の補正額は30万円の増で、地域版プラットフォーム事業費に係るもの。

2目民生費県補助金の補正額は1,982万5,000円の増で、障害者自立支援事業費、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金及び地域子育て創生事業交付金に係るもの。

7目教育費県補助金の補正額は2万円の増で、被災児童生徒就学支援等事業費に係るもの。

8目災害復旧費県補助金の補正額は4,556万2,000円の増で、農地・農業用施設災害復旧事業費及び林業用施設災害復旧事業費に係るもの。

3項1目総務費委託金の補正額は2万7,000円の増で、統計調査員確保対策事業費に係る

ものであります。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金の補正額は1億4,000万円の減で、一般財源の収入状況を勘案し、平成24年度以降の財源確保のため、基金の取り崩しを減額いたしました。

12ページに入ります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1,604万8,000円の増で、前年度繰越金であります。

20款諸収入、5項4目雑入の補正額は61万5,000円の増で、イノシシ肉販売収入であります。

21款町債、1項5目臨時財政対策債の補正額は1億3,101万円の増で、今年度の臨時財政対策債発行限度額の確定によるものであります。

13ページ、歳出に入ります。

1款議会費、1項1目議会費の補正額は405万8,000円の減で、議員人件費は議員報酬の5%減額によるもの、職員人件費は人事異動及び給与改定によるもの、議会活動費は議場録音装置購入に係るものであります。

なお、職員人件費につきましては、当初予算編成後の人事異動及び人事院勧告による給与改定に係るものでありますので、以後、説明を一部省略させていただきます。

続きまして、2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は1,021万円の減で、特別職人件費及び職員人件費のほか、総務管理費は臨時職員の社会保険に係るもの。

4目財産管理費の補正額は152万5,000円の増で、庁舎維持管理費は追加開催されます庁舎建設等検討委員会の委員報償金等に係るもの、町有財産管理費は旧小川第二保育園浄化槽設置工事費に係るもの。

14ページに続きます。

2項2目まちづくり費の補正額は35万円の増で、まちづくり諸費は栃木県地域版プラットフォーム事業による講演会、研修費に係るもの。

3項1目税務総務費の補正額は531万8,000円の増で、職員人件費のほか、税務総務諸費は滞納整理事務費に係るもの。

15ページに続きます。

6項1目基幹統計調査費の補正額は2万8,000円の増で、基幹統計調整費は追加調査認定になったものであります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は895万3,000円の減で、職員人件費のほ

か、住民生活諸費は震災により被災した馬頭公園慰霊塔及び小川湯泉山公園夢殿の修繕を那珂川町遺族会に補助するもの。

2目障害者福祉費の補正額は200万4,000円の増で、障害者地域生活支援事業費は受給者の増による日常生活用具給付費を計上するもの、障害者程度区分認定等事務費は障害者自立支援法改正に伴うシステム改修費に係るものであります。

16ページに続きます。

3目老人福祉費の補正額は1,520万円の増で、老人福祉諸費は要介護者マップ整備事業に係るもの、介護福祉施設等整備事業費は旧谷川小学校に係る介護施設えにしに対し開設準備経費を補助するものであります。

2項1目保育園費の補正額は1,370万6,000円の減で、職員人件費のほか、保育園諸費は放射能簡易測定器5台を購入する経費などに係るもの。

2目児童措置費の補正額は5,698万3,000円の減で、職員人件費のほか、こども手当支給事業費からこども手当特別措置法支給事業費に組み替えるもの、馬頭放課後児童クラブ運営事業費及び小川放課後児童クラブ運営事業費は地域子育て創生事業交付金に伴い保育教材費を計上いたしました。

17ページに入ります。

4款衛生費、1項2目予防費の補正額は203万3,000円の増で、予防接種費は平成22年度新型インフルエンザ県補助金精算に伴う返還金に係るもの。

3目健康増進費の補正額は12万2,000円の増で、平成22年度健康増進事業費県補助金精算に伴う返還金に係るものであります。

4目環境衛生費の補正額は1,208万4,000円の増で、職員人件費のほか、不法投棄等対策費はテレビ、冷蔵庫、タイヤ等の不法投棄物処理に係るもの、合併処理浄化槽設置事業費は震災により申請が増加した合併処理浄化槽設置整備事業費補助金を20基分増額計上するもの、簡易水道事業特別会計繰出金は災害復旧工事費の一部を追加繰り出しするもの、環境衛生諸費は日産自動車株式会社から寄贈される電気自動車急速充電装置の設置工事費及び光熱水費を計上いたしました。

18ページに入ります。

5款農林水産業費、1項5目農地費の補正額は16万3,000円の増で、農地諸費は廃校小学校から移管された軽トラック車検費用に係るもの。

6目イノシシ肉加工事業費の補正額は61万5,000円の増で、イノシシ処理頭数の増加に伴

う原材料費に係るものであります。

19ページに入ります。

6款商工費、1項3目観光費の補正額は103万1,000円の増で、ゆりがねの湯管理費及び定住センター管理費は施設修繕に係るもの、ふるさとの森公園管理費は古民家周辺支障木伐採に係るものであります。

7款土木費、1項2目地籍調査費の補正額は613万4,000円の増で、職員人件費のほか、地籍調査推進事業費は座標変換再点検測量事業に係るもの。

3項1目砂防費の補正額は621万4,000円の増で、急傾斜地崩壊対策事業費は平成22年度繰越分、松野上中地区の県営事業に係る負担金に係るもの。

20ページに続きます。

4項1目都市計画総務費の補正額は3万5,000円の増で、都市計画総務諸費は追加審議会に伴う都市計画審議会委員報酬に係るものであります。

8款消防費、1項2目非常備消防費の補正額は1,251万8,000円の増で、消防管理運営費は消防団員等公務災害補償負担金の変更に伴い増額分を計上いたしたものの。

9款教育費、2項1目学校管理費の補正額は118万円の増で、職員人件費のほか、馬頭西小学校費は浄化槽修繕費用に係るもの、学校管理諸費は臨時司書職員の雇用形態の変更に伴い精査したもの。

21ページに続きます。

4項1目幼稚園費の補正額は998万1,000円の減で、職員人件費のほか、ひばり幼稚園管理費は受水槽修繕に係るもの。

22ページに続きます。

5項4目文化費の補正額は38万7,000円の増で、郷土資料館管理運営費は臨時職員の雇用形態の変更に伴い精査したもの、文化財費は震災により補助対象事業の変更に伴い必要経費を計上いたしました。

23ページに入ります。

10款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は8,388万6,000円の増で、農地・農業用施設災害復旧事業費は台風15号による22件の国庫災害復旧事業及び61件の町単独災害復旧事業に係るもの。

2目林業用施設災害復旧費の補正額は1,322万1,000円の増で、林業用施設災害復旧事業費は台風15号により鶴居峠、御前岩線など6路線の災害復旧事業に係るもの。

2 項 1 目公共土木施設災害復旧費の補正額は3,659万8,000円の増で、道路・河川災害復旧事業費は台風15号による10件の国庫災害復旧事業及び40件の町単独災害復旧事業に係るもの。

24ページに続きます。

4 項 1 目観光施設災害復旧費の補正額は162万6,000円の増で、観光施設災害復旧事業費は台風15号及び震災によりカタクリ山公園、まほろばキャンプ場、箒川リバー公園等の災害復旧事業に係るもの。

5 項 2 目社会教育施設災害復旧費の補正額は470万円の増で、社会教育施設災害復旧事業費は震災により被災した馬頭運動場及び山村開発センター地下タンクの災害復旧事業に係るものを計上いたしました。

25ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 住民生活課長。

住民生活課長（手塚孝則君） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書 8 ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

4 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金の補正額は4,000万円の増、2 項 1 目財政調整交付金の補正額は4,500万円の増で、ともに歳出の一般被保険者療養給付費の増額分に対する負担相当額を増額するもの。

5 款療養給付費交付金、1 項 1 目療養給付費交付金の補正額は6,400万円の増で、退職者医療交付金は歳出の退職被保険者等療養給付費の増額分に対する負担相当額を増額するもの、過年度分は平成22年度の精算によるもの。

6 款前期高齢者交付金、1 項 1 目前期高齢者交付金の補正額は2,000万円の増で、交付状況から増額するもの。

7 款県支出金、2 項 1 目財政調整交付金の補正額は1,800万円の増で、国庫支出金と同じく負担相当額を増額するもの。

9 ページに入ります。

8 款共同事業交付金、1 項 2 目保険財政共同安定化事業交付金の補正額は700万円の増で、一般被保険者高額療養費の負担相当額を増額するもの。

11款繰越金、1項2目その他繰越金の補正額は1,400万円の増で、前年度繰越金であります。

10ページ歳出に入ります。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費の補正額は1億1,710万4,000円の増、2目退職被保険者等療養給付費の補正額は5,900万円の増で、給付実績から推計し、それぞれ増額するもの。

2項1目一般被保険者高額療養費の補正額は2,600万円の増、2目退職被保険者等高額療養費の補正額は500万円の増で、ともに本年度の給付実績から増額するもの。

11款諸支出金、1項3目一般被保険者償還金の補正額は89万6,000円の増で、平成22年度特定健診負担金精算による国庫金の返納金であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

8ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入から説明いたします。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金の補正額は1,205万2,000円の増、2項1目調整交付金の補正額は460万5,000円の増、4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金の補正額は2,302万5,000円の増、5款県支出金、1項1目介護給付費負担金の補正額は1,289万1,000円の増で、いずれも介護給付費の増により負担分が増額となるものです。

8款繰越金、1項1目繰越金の補正額は2,442万7,000円の増で、給付費等増による負担の増により増額となるもので、前年度繰越金であります。

次に、9ページ、3、歳出について説明いたします。

2款保険給付費、1項4目施設介護サービス給付費の補正額は6,595万3,000円の増で、施設介護サービス給付費の増によるものです。

1項8目居宅介護サービス計画給付費の補正額は680万円の増で、地域密着型介護予防サービス給付費の増によるものです。

2項3目地域密着型介護予防サービス給付費の補正額は60万円の増で、給付費増による負担金の増額によるものです。

4項1目高額介護サービス費の補正額は340万円の増で、給付費増による負担金の増によ

るものであります。

10ページに移ります。

3款地域支援事業費、2項4目包括的支援事業費の補正額は24万7,000円の増で、給与改定による職員人件費です。

11ページからの今回の補正にかかわる給与費明細書につきましては、ごらんいただきたいと存じます。

以上で、介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 上下水道課長。

上下水道課長（塚原富太君） 続きまして、下水道事業特別会計補正予算について説明をいたします。

補正予算書の8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

5款繰越金、1項1目繰越金の補正額は200万円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出ですが、1款下水道事業費、1項1目総務管理費の補正額は169万6,000円の増で、総務管理諸費は平成23年度分消費税の予定納税額が確定したことによるものでございます。

10ページからは給与費明細書ですので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、下水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算について補足説明をいたします。

補正予算書の8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

2款使用料及び手数料、1項1目施設使用料の補正額は17万6,000円の減で、北向田地区の施設使用料であります。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は217万6,000円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ歳出ですが、1款農業集落排水事業費、2項1目施設管理費の補正額は200万円の増で、東日本大震災により三輪処理センターの汚泥引き抜きポンプ及び北向田処理センターの破砕機等に不具合が生じたことから修繕するものであります。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、簡易水道事業特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書の8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

1款水道事業収入、2項1目手数料の補正額は4万5,000円の増で、現年度分手数料であります。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金の補正額は175万円の増、4 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は155万5,000円の増で、前年度繰越金であります。

6 款国庫支出金、1 項 1 目簡易水道等施設整備費補助金の補正額は2,165万円の増で、災害復旧事業費に係る国庫補助金であります。

9 ページ、歳出ですが、1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の補正額は80万円の減で、職員人件費ほか、一般管理費は平成23年度分の消費税の予定納税額が確定したことによるものでございます。

2 款水道事業費、1 項 1 目簡易水道管理費の補正額は2,580万円の増で、維持管理費は震災による修繕費等の増によるもの、原水浄水設備等工事費は小砂及び富山浄水場の記録計の不具合による交換するもの、災害復旧事業費は国庫補助災害復旧事業費が固まったことによるものであります。

10ページから給与費明細書ですので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、簡易水道特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、水道事業会計補正予算について補足説明をいたします。

補正予算書の3 ページ、企業債補正であります。追加は1 件で、平成元年度第3 次拡張事業に係る利率6.2%の企業債を低利に借り換えるもので、限度額は1,870万円、起債の方法は普通貸付または証券発行、利率は4 %以内であります。

続きまして、6 ページをお願いいたします。

補正予算実施計画であります。収益的収入及び支出のうち、今回は支出のみの補正であります。

1 款水道事業費用、1 項 2 目配水及び給水費の補正額は496万3,000円の増で、広瀬地内加圧ポンプ場等の修理に係る費用、4 目総係費の補正額は4 万6,000円の減で、職員人件費であります。

2 項 1 目支払利息の補正額は491万7,000円の減で、平成22年度の借換債に係る利息の減であります。

2 款東部地区簡易水道事業費用、1 項 2 目配水及び給水費の補正額は17万円の増、4 目総係費の補正額3 万5,000円増は、ともに職員人件費であります。

2 項 1 目支払利息の補正額は20万5,000円の減で、精算により減額するものであります。

7 ページ、資本的収入及び支出の収入から申し上げます。

1 款上水道事業収入、2 項 1 目企業債の補正額は1,870万円の増で、先ほど申し上げまし

た借換債であります。

次に、支出でありますが、1款上水道事業支出、2項1目企業債償還金の補正額は2,291万4,000円の増で、平成23年度の借換債に係る繰上償還に要する経費及び平成22年度借換債において償還期間を短縮したことから、その償還金の増によるものであります。

前後して大変申しわけございませんが、1ページをお開きください。

1ページの第3条をごらんください。

4条予算の補てん財源を補正するもので、今回の補正により資本的収入が資本的支出に不足する額1億1,151万5,000円から1億1,572万9,000円に421万4,000円を増額したことから、その不足分については建設改良積立金を2,639万2,000円から3,006万6,000円に改めるものでございます。

8ページは資金計画、9ページからは給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で、一般会計5特別会計及び水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

議長（川上要一君） それでは再開いたします。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名、ページ数をお示しいただきたいと思えます。

質疑はございませんか。

5番、益子明美さん。

5番（益子明美君） 一般会計補正予算のほうから質問をしたいと思えます。

まず11ページ、歳入の県補助金、2項7目教育費県補助金の被災児童生徒就学支援等事業費でございますが、多分幼稚園生1人なのかと思うんですが、これに該当する生徒児童の人数を教えていただきたいのと、それがどのような使われ方をするのかをお伺いいたします。

それから、14ページの2款2項3目まちづくり費のまちづくり諸費でございますが、地域版プラットホーム事業ということでお伺いしているんですけれども、これはこういった事業を具体的にされて、講演会をされるという話なんです、具体的な内容をお知らせいただきたいと思います。

それから、16ページ、3款1項3目の老人福祉費の中での老人福祉諸費ですが、介護マップ整備事業として予算化されますが、要援護者をマップで拾い上げて、その地図をつくるということだと思っておりますけれども、具体的にどのようなところにこのマップが配られて、こういった形で要援護者を支援していくような事業としてお使いになれるのかお伺いいたします。

それから、その下の3款2項1目の保育園費の中の保育園諸費、放射能簡易測定器がやっと保育園にも整備されるというところなんです、具体的に測定をこういった形でされて、その数値を保育園の保護者の皆さんにこういった形でお伝えしていくのか。今後どういうふうな形がなされるかわかりませんが、いざ放射能の測定の値が高くなった場合、こういった対応をとられるのかお伺いいたします。

以上です。

議長（川上要一君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 学校教育課のほうから、県支出金の4節幼稚園費補助金といたしまして、被災児童生徒支援事業費2万円でございますが、ひばり幼稚園のほうに福島県の大熊町のほうから1名在園しております。

用途につきましては、幼稚園費の保育料を減免しております。その定額補助ということで2万円が県支出金のほうから支給となっております。

以上です。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 栃木県地域版プラットホーム事業につきましては、県のほうの採択を受けまして、町の観光協会が事業主体になります。リピーター創出、交流人口の増加に向けてというような形で、今年35万円を使いまして、講演会、それから先進地視察等を行う予定でございます。

その内容でございますが、現在マルチステークホルダーということで、合議体、いろんな団体の方に集まっております、これからやっていく運営方針等を決めていくという形になりますので、今それを募集しているところでございます。この募集した方によって、そ

の講演会等も決めていきたいという形で今考えております。来年度につきましては100万円を予定しております。

以上です。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 老人福祉諸費、要援護者マップの件でございますが、現在調査しておりますひとり暮らしの老人等の台帳等の整備とあわせて、地図にどこにどういふ方がひとり暮らししているか、それから、身体障害者等で、今回みたいな震災の際に、手を差し伸べて避難等の支援をしていくというようなことが必要な方々を地図上に落としまして、それをシステム管理といいますか、電算の地図に落として管理をしていくということでございます。

使途といたしましては、昨日の一般質問で益子議員から質問ございました、地域見守り組織等で活用を図る、あるいは民生委員さん等で活用を図ってまいりたいと思います。常に情報を更新いたしまして、最新の情報で、特に震災とか、それから台風とか、そういった際に安否確認等をスムーズに行えるような、周りの体制づくりも当然そうでございますが、まず基本となる情報を一元化して、使用するというものでございます。

それから、保育園諸費の放射能測定器でございますが、現在5台を買う予定でございます。各保育園施設、それから貸し出し用にとということも考えています。具体的にどのように管理していくか、測定につきましては、各保育所で測定していただいて、なるべく速やかにそういった情報を保護者の方々に知らせるような手法を今後考えてまいりたいと思っています。特に、放射能が高くなった場合ということでございますが、現在のところ考えておりません。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） まず、ひばり幼稚園に福島から来ている方に保育料を減免して、そこへの補助ということですが、保育料減免は期間としてはいつまで行われる予定であるのか、1点お伺いいたします。

それから、例えば、幼稚園生でなくて小学生とかその上の中学生、または高校生あたりの学生が入ってきた場合の減免措置というのはどういうふうになっているのか、お伺いしたいと思います。

それから、プラットホーム事業なんですけど、ことしは観光協会を主体としてさまざまな団体に入っていて、いろいろお話をして、どういった形で地域全体が発展していけるのかということをお話し合いすることだというふうに思っているんですけども、まだ募集を

かけているわけですね、そこへ。その募集のかけ方なんですけど、なかなかわかりにくいと思うんです。あと、どのくらいの団体数、いつまでに参加してほしいのかということをもっともう少し広く周知する方法は考えていらっしゃるのか、お伺いします。

それから、要支援者の介護マップの件なんですけれども、情報を一元化して、こういった震災の際とか、さまざまなときに見守り組織等で、また民生委員の方々がいち早く到着して、その方々を援護できるというような体制にするというのは重要なことだし、必要なことだというふうにすごく思うんですけれども、その活用方法ですね。見守り組織というのは、実際、地域でまだできていないわけですね。それをどういうふうにこの介護マップをつくったことによって組織を促していくのか、いいものができるわけですから、それをうまく利用する手段をもっと具体的に考えていただいて、提案していただくといいのかなというふうに思いますので、その辺もう一回、どういったふうに具体的な手法として考えていくのかお伺いいたします。

それから、簡易測定器なんですけど、貸し出しもされる。これは、保育園関係の保護者のみですか、それとも広く町民に対しても貸し出しを考えているのか。那須烏山市あたりでは、やっぱり市民に貸し出しをされて、すごく貸し出し利用頻度が上がっておりますので、その辺ぜひ全町民を対象に貸し出しをしていただきたいと思うので、その辺具体的にお考えになっているかどうかお伺いします。

議長（川上要一君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） まず最初に、減免の期間だと思うんですが、4月から11月までは決定しておりまして、12月以降につきましては現在手続中でございます。また、小学生、中学生などこちらに来た場合はどうなのかという質問なんですけど、小学校、中学校の場合につきましては、就学援助費という制度がありまして、そちらのほうで対応していきたいと考えております。高校生については、県のほうになりますので、ちょっとお答えができません。

以上です。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 団体の募集関係でございますが、現在まで2回ほど町のホームページを活用しまして募集を行ったんですが、2団体ほど出てきております。まだ足りませんので、ケーブルテレビ、それから団体に直接町のほうから呼びかけるのもいいのかなと思っておりますので、なるべくいろんな団体の方に出ていただいたほうがいいと思っております。

ますので、益子議員のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 地域見守り隊といひますか、組織につきましては、ここ数年、課内で検討してきた経緯がござひます。大震災を受けまして、早急にやはりそういう組織が必要だろうといふことで、今、課内で大方そういった組織をどういふふうにつくるかといふことをまとめまして、これからいろんな方々といひますか、福祉機関等を通じて煮詰めていきたいと思います。

課内の原案といたしましては、行政区が一つの単位といふふうな考え方であります。さらに郵便局さん、それから農協さんとか、そういった地域に出向いてお仕事をされている方々等、駐在さん、それから消防団の職員といひますか、消防団員の方、そういった組織をある程度網羅いたしまして、基本的には日常のひとり暮らしの方々の安否を確認する業務といひますか、そういったところを重点に、災害等が発生した場合には、そういった救援活動、支援活動を行えるような形で対応できるような組織にしていりたいといふふうなことで考えてあります。

これから、いろいご意見を伺ひながら、できれば来年の4月ぐらいから組織化を始めまして、モデル地域的なものを立ち上げまして、順次できれば町内全域に拡大をしてみればといふふうなことで、担当課といたしましては考えているところでござひます。これからいろいご意見を伺ひたいと思ひます。

それから、貸し出しにつきましては、いろいそういったご要望等も踏まえて、これから一般町民の方にも当然貸し出すといふようなことを想定しまして、我々の健康福祉課がいか、それとも住民生活課がいかとか、担当窓口はですね、そういったものを詰めて、なるべく借りやすいといひますか、申し込みやすいといひますか、そういった対応を図っていけるようにこれから検討してまいりたいと思ひます。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 那珂川町に来ている被災者の保育料減免という関係では、11月までの確定で12月以降は手続中といふことですので、できればやはり大変な思いをして避難をされている方々です。特に小さいお子さんとか、これから生まれるお子さんを持った方々は本当に心配が絶えないと思ふので、その減免申請に関しては、引き続きできるだけ対応して続けていただければといふふうにご要望しておきたいと思ひます。

それから、プラットホーム事業なんですけど、団体を募集するといふ形を広くPRしていく

という形がホームページ上だけだということだったので、ぜひ違うケーブルテレビとか、個人的に当たるといふのもそうなんですが、観光協会が主体であれば観光協会の窓口からということも考えられるでしょうから、いろいろな形で募集をかけていただきたいと思います。

それから、介護マップに関しては、見守り組織をつくってということなので、システム管理の情報一元化ということで、それ自体というのは今年度中にできるわけですね。組織ができない間はどのようにするのかと、せっかくできている情報をどう活用していくのかということがありますので、やっぱりひとり暮らしや地域の見守りというのは、介護者、要援護者とかの見守りをしていくのは、やっぱり隣近所、近くの方というのが一番手を差し出しやすいというところがありますので、その近隣の方々の協力が得られるような体制がとれないのかということをお考えいただきたいと思います。その組織で活用するまでの間、できてから活用されるまでの間、どういうふうを考えていくのかということのを1点お伺いいたします。

あと、簡易測定器に関しては、本当に本格的に全町民対象で貸し出しをするということを前向きに考えていただきたければと思います。

1点だけお願いします。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） データそのものにつきましては、日常活動の中で、そういったひとり暮らしの方とか、支援をされている方々に対しましては、情報開示といいますか、主に民生委員さんとか、そういう形で情報を開示いたしまして、何かといろいろ日常の中でそういった困ったことがあるとかというものについては、随時担当課としては受け付けるような形で、当面はそういった組織ができるまでの間につきましては、対応していきたいと思っております。

議長（川上要一君） ほかにはございませんか。

福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） 2点ほどお伺いします。

まず、歳出で13ページ、2款1項4目町有財産管理費で130万円、これ説明が早かったんですけども、もとの第二保育園の浄化槽と言ったような気がするんですけども、もしそうだとすればその内容と、それからもう1点が、17ページ、4款1項4目のうち、合併処理浄化槽設置整備事業費、これが浄化槽20基分というお話だったんですけども、説明の中で震災絡みのような説明があったんですけども、これは修理とか、あるいは新規とか、その内容説明をお願いいたします。

以上2件です。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 1点目の財産管理費の件であります。これはご質問のとおり、旧小川第二保育園の浄化槽が震災により被災を受けまして故障をしました。これの修繕工事です。

議長（川上要一君） 上下水道課長。

上下水道課長（塚原富太君） 単独浄化槽の被災がありまして、そういった方々から単独浄化槽を合併浄化槽に変更したいという、そういう申し出もあり、また道路改良絡みで二、三件移転補償関係でその設置要望がありましたので、今回20基ということで、7人槽20基ということで補正するわけでございます。

以上です。

議長（川上要一君） 福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） 財産管理費のほうはわかりました。

合併浄化槽のほう、これは震災で被災した単独槽を合併槽にかえる、そういう申請があった。そういう理解でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

議長（川上要一君） よろしいですか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 16ページ一般会計の歳出の児童措置費、馬頭放課後児童クラブ運営事業費、もう一つは小川放課後児童クラブ営業費20万ずつ組まれているんですが、この内容について教えていただきたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 放課後児童クラブの教材費でございます。図書とか、そういったものについて使わせていただきます。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） わかりました。それで、放課後児童に来ている人数はどのくらいいるのか。あと、定数とかそういうことがわかりましたら教えていただきたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） ちょっと正確な数字は、今、手持ちにないのであれですが、

馬頭放課後児童クラブが20名程度、それから小川放課後児童クラブにつきましては15名程度だと思っておりますが、正確な数字は後でお知らせいたします。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 正確な数字ということではないそうですが、これがふえていく傾向にあるのか、減っているのか、その辺を教えていただきたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 数字的には、前年度よりはふえていると思っております。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

6番、大金市美君。

6番（大金市美君） 一般会計の災害復旧の件なんですけれども、この後の議案第13号にも出てくると思いますが、農地・農業用施設等の災害復旧費ということで項目が載っているんですけれども、農地以外の、例えばのり面とか土手ですね、こういったところは青地とか多分農地以外のところになると思うんですけれども、この辺の復旧費というのはどんなふうに見れば、これに組み込まれているのかどうか、教えていただきたいといます。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 農地及び農業用施設災害復旧事業の農地における農地畦畔等の復旧はどうするのかということなんですけれども、これは復旧につきましては農地及び田んぼとか畑の畦畔が崩れたのを復旧するのが災害復旧工事になっていますので、地目は畑、田んぼ、青地とかありますけれども、青地を含めた復旧が国の災害復旧事業になっております。

議長（川上要一君） わかりましたか。

質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第5号 平成23年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 平成23年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成23年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 平成23年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 平成23年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 平成23年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 平成23年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第12、議案第12号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第12号 指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那珂川町ケーブルテレビ施設について、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と管理運営の効率化を図るため、富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東信越支店を指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

詳細については、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（川上要一君） ケーブルテレビ放送センター室長。

ケーブルテレビ放送センター室長（増子定徳君） 補足説明を申し上げます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、那珂川町ケーブルテレビ施設、指定管理者は、埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2、富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東信越支店、代表者は支店長、角田守です。指定の期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間です。

参考資料をごらんください。

1ページ1の管理を行わせる施設の概要等は、ケーブルテレビ施設にかかわる施設設備一式と、そのサービス内容を記載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

次ページ、2の指定管理者が行う業務の範囲は、那珂川町ケーブルテレビ施設条例第4条及び第5条に規定する業務で、利用申し込みの承認並びに引き込み線、屋内端末等設備の設

置及び変更に関する業務、放送に係る許可申請事務等施設の運営及び設備の維持管理に関する業務、自主放送番組、広告放送の制作及びこれらの放送並びに音声告知放送の放送に関する業務や再放送に関する業務、加入者間域内無料電話サービスなどの基本サービスの提供と、インターネット接続サービス等のオプションサービスを提供する業務を指定管理者に行わせるものです。

次に、3の指定管理者の候補者選定経緯ですが、那珂川町ケーブルテレビ施設条例第35条の規定に基づき、一般公募により指定管理者になろうとする法人等を募集いたしましたところ、3ページ記載の富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東信越支店ほか1者、計2者から申請がありました。

選定に当たりましては、副町長、企画財政課長及び町内有識者計8名からなる那珂川町ケーブルテレビ施設指定管理者候補者選定委員会を設置いたしました。選定委員会は10月14日、10月26日の2回開催し、応募書類を事前審査及び申請者からのヒアリングを実施、各委員が個別に審査基準に基づく採点を行いました。その採点集計の結果、富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東信越支店が上回り、また過半数の委員が同者を上位に位置づけ、かつ施設の管理運営を安定して行う能力を有するものと認められたことから、同社を候補者とする旨の方向に決定がなされましたので、町といたしましては、その結果を踏まえ、同社を指定管理者に選定したものであります。

以上で、補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号 指定管理者の指定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第13、議案第13号 農地及び農業用施設災害復旧事業応急工事を町営とすることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第13号 農地及び農業用施設災害復旧事業応急工事を町営とすることについて、提案理由をご説明申し上げます。

9月20日から21日の台風15号豪雨により被災した農地及び農業用施設を国庫補助事業として、町営により復旧工事を実施するものであります。

被災は、農地13件で事業費は3,000万円、農業用施設は9件で事業費4,000万円であります。被災箇所は、農地が浄法寺地内ほかで田及び畦畔等の崩落によるもので、復旧工事はブロック積み、ふとんかご工等により復旧するものであります。農業用施設は、小砂地内ほか、用排水路等が崩壊したもので、復旧工事はU字型水路等により復旧するものです。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） ここに掲げてあります場所については、もう早急にしなければならないかと思えます。今回の計画とは関連がないんですけども、今回、参考資料に載せられています地域のほかに、調査が終わってから災害が発見された西の原用水の隧道に大変な崩落寸前の箇所がある。来年の稲作に小川地区から烏山地区まで大きな影響を及ぼすということを知っていますが、それらについては情報は得ていると思うんですけども、今後どのような方策でなされるかお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 西の原の隧道につきましては、国の災害報告をした後に発見されまして、今回の15号台風の国の災害復旧事業と一緒に申請できないかということで、県のほうと話したんですけれども、申請時期が過ぎてしまったので、今補正には入れられないということで、現在、塩谷南那須農業振興事務所の担当のほうと協議をしまして、県単なり、あるいは町単等で復旧することで今協議を進めているところでございます。

議長（川上要一君） 福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） 今、課長がおっしゃいましたようなことで、早急にやってくださるということですが、来年の春の稲作、これにも完全に影響しますので、何とかよろしく願いいたしたいと思います。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号 農地及び農業用施設災害復旧事業応急工事を町営とすることについては、提案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第14、議案第14号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第14号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

平成24年4月1日から、本町を初めとする県内10市12町12組合等が栃木県市町村事務組合において議会の議員、その他非常勤の学校医等の公務災害に対する補償事務を共同で事務処理することと、また同日から栃木県後期高齢者医療広域連合がこの補償事務を共同処理するために加入することから、栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増加し、栃木県市町村総合事務組合同規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するものであり、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第15、請願第1号 那珂川町立小川南小学校の存続に関する請願書を議題といたします。

この件に関しては、9月定例会において教育民生常任委員会に審査を付託いたし、閉会中の継続審査となっていました。委員会での審査が終了いたしましたので、教育民生常任委員長より審査結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長、大金市美君。

〔教育民生常任委員長 大金市美君登壇〕

教育民生常任委員長（大金市美君） それでは、教育民生常任委員会の審査結果について、報告をいたします。

平成23年第5回定例会において、本委員会に審査を付託され、閉会中の継続審査となっておりました那珂川町立小川南小学校の存続に関する請願書について、審査が終了しましたので審査結果を報告いたします。

本委員会では、10月21日に委員会を開催し、紹介議員、担当職員の出席を求め、意見を聴取したほか、教育委員の皆さんと合同で学校運営で問題とされる複式学級の授業状況を小川南小学校及び薬利小学校で現地調査するなど慎重に審査いたしました。

昭和37年に開校した小川南小学校は、児童数が62人の小規模校であり、現在、複式学級が1クラスとなっていますが、年々児童数が減少傾向にあり、2年後の平成25年には、児童数48人、複式学級数が2クラスになると想定されています。

複式学級は、児童たちの学習方法にも影響を及ぼすことは紛れもない事実であるとともに、児童の心の発達のみならず、友達を通しての人格形成や社会性の育成、コミュニケーション能力の醸成等には適正規模での学校運営を実現させることが重要であります。

小川南小学校は、谷田、白久、高岡、片平地区の住民の皆さんにとっては、教育及び地域交流などの拠点であり、学校の存続を願う思いは十分理解をしておりますが、現在行われている複式学級の現状を踏まえれば、児童たちの将来にも影響を与えかねない状況であります。

那珂川町における小・中学校の統廃合は、合併時の平成17年度は小学校11校、中学校3校ありましたが、統廃合を順次進め、現在では小学校が6校、中学校が2校となっています。

平成23年5月30日に、小川地区小学校統合検討委員会から、小川小学校、薬利小学校、小川南小学校は統合することはやむを得ないとの答申もあり、本委員会としても統合はやむ

を得ないとの結論に至りました。

以上のことから、1つ、小川地域の小学校統合目標年次を早急に定め、地域や保護者との合意形成に努められたい。2つ、統合に当たっては、統合準備委員会等を組織して、児童や保護者の交流を事前に進めるなど、円滑に統合できるよう万全を期されたい。

以上の2つの意見を付して、本請願については、不採択にするべきものと決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会からの審査結果の報告といたします。

議長（川上要一君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑は委員会での調査の経過と結果に対して許可をいたします。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号 那珂川町立小川南小学校の存続に関する請願書に対する委員長報告は不採択であります。

この請願は、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第16、請願第2号 和見地域の圃場整備と一級河川久那川の一体的整備並びに受益者負担の軽減に関する請願書を議題といたします。

この件に関しては、9月定例会において総務企画常任委員会に審査を付託いたし、閉会中の継続審査となっていました。委員会で審査が終了いたしましたので、総務企画常任委員長より審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長、よろしくお願いいたします。

総務企画常任委員長、橋本 操君。

〔総務企画常任委員長 橋本 操君登壇〕

総務企画常任委員長（橋本 操君） 和見地域の圃場整備と一級河川久那川の一体的整備並びに受益者負担の軽減に関する請願書の審査結果についてご報告いたします。

平成23年第5回定例会において、本委員会に審査を付託され、閉会中の継続審査となっておりました和見地域の圃場整備と一級河川久那川の一体的整備並びに受益者負担の軽減に関する請願書について、審査が終了しましたので審査結果をご報告いたします。

本委員会では、10月25日に委員会を開催し、請願者代表並びに紹介議員の出席を求め、意見を聴取したほか、モデルとなる小口地区の河川改修と圃場整備の状況、和見地区の現地調査をするなど慎重に審査をいたしました。

和見行政区では、平成22年10月に、地域振興策として圃場整備や森林整備などの面的整備を具現化していくため、和見地域振興推進協議会を設置しました。

和見地域は、蛇行しながら流れる一級河川久那川があり、それに沿うように河岸段丘上に小規模な圃場が連なる地形となっております。このことを踏まえ、久那川との一体的な整備をしなければ圃場整備の意味をなさず、地形的に見ても整備には多大な経費が必要となることから、受益者の負担に耐えられないという声が多くあるとのことであります。

現地調査の結果、地区内には小規模な圃場や傾斜地が多く、圃場整備には相当な事業費がかかると考えられます。

したがって、受益者の負担を軽減し、圃場整備を推進するためにも整備に係る受益者負担分に対して応分の負担を支援すべきと考えます。

以上のことから、1、和見地域で要望している圃場整備等の地域振興策については、総合振興計画、過疎地域自立促進計画に掲げるとともに、中山間地域総合整備事業などの有利な国庫補助事業の導入を図り、これを具現化されるよう努められたい。

2、和見地域の圃場整備は、一級河川久那川と一体的な整備が不可欠と考えられることから、栃木県とさらなる協議を進められたい。また、事業実施に伴う受益者負担は、地域が望む軽減措置が適切に講じられるよう検討されたい。

以上、2点の意見を付して、本請願については採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務企画常任委員会の審査結果の報告といたします。

以上です。

議長（川上要一君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑は委員会での調査の経過と結果に対しての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

8番、小林 盛君。

8番（小林 盛君） 8番、小林です。

ただいま報告にありました受益者負担の軽減に関する請願ということなのですが、受益者に対する負担の軽減のための財源というものが何であるのか、はっきりとお知らせをいただきたい。前年度、この12月の議会において和見行政区から処分場を前提とした振興策ということで陳情がなされました。それと関係があるのかないのかを教えてくださいたいと思います。

議長（川上要一君） 総務企画常任委員長、橋本 操君。

総務企画常任委員長（橋本 操君） 処分場の受け入れですが、現地調査などを踏まえて、慎重にやってきました。

以上です。

議長（川上要一君） 8番、小林 盛君。

8番（小林 盛君） 私が知りたいのは、処分場と関係があるのかないのかということなんです。先ほど申しましたように、前年度、和見行政区が出した陳情には、処分場を前提とした振興策で和見の振興策をお願いしたいというような要望が出されたわけですね。それで、また同じ行政区から、今度は処分場というのはどこにも入ってはいないんですが、内容的に全く同じようなことなんです。それで、今2回目になりますが、受益者負担の軽減というものの財源というのはどこにあるのかということをお願いします。

議長（川上要一君） 総務企画常任委員長、橋本 操君。

総務企画常任委員長（橋本 操君） これは先ほども申しあげました町と県との協議の中で生まれてくるものだと思っております。

議長（川上要一君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論は、先に本請願に対する反対討論を許します。

8番、小林 盛君。

8番（小林 盛君） 私は、この請願に対して反対の討論を行います。

地元和見からの請願ですので、本来なら請願の先頭に立つべきところでございますが、残念なことに反対をしなければなりません。

それには、絶対的な理由があります。それは、請願の趣旨が、処分場をつくるということが前提になっていると思います。明らかに町、行政側から誘導された請願であると言えます。和見行政区から出されている請願の内容のほとんどが、どこの地区でも処分場に関係なく、国や県の補助金で整備されていることで、処分場を前提とする必要性は全くないはずであります。

この処分場問題の解決は、北沢へ不法投棄されている産廃を住民の生活上の安全・安心を確保するために適正に処理することであります。処分場をつくるのが目的ではないはずですが。しかも、これは不法投棄です。不法投棄は犯罪です。犯罪の解決は法律にのっとって行わなければなりません。しかも、平成16年に新しい法律が10年間の時限立法で制定されたわけです。特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法という、通称特措法とされている法律のことです。これは、まさに北沢の不法投棄問題を解決するためにつくられたような法律であります。県が北沢の不法投棄は全量撤去する必要があると、危険な産廃であると発表しているわけです。まさにこれがこの特措法上の特定産業廃棄物という位置づけになるごみなわけです。

特措法の法律では、平成10年以前の不法投棄であって、そのまま放置することで住民の生活上の支障を来す、またはそのおそれがある場合は、すべての事案に対し、直ちに特措法を適用し、問題の解決を図りなさい。また、代執行を行う場合、必ず廃掃法に基づく措置命令をかけて、その費用の負担をさせなさいと特措法で定めております。

つまり、特措法を適用することが実現可能な最善な方法なのであります。県や町の行政側が言っている処分場をつくって解決を図るということは、これも県が行う代執行なんです。県が処分場までつくって、そのごみを安全に廃棄するというのは代執行を県が行うわけです。

しかも、この代執行には、法律で言っている措置命令がかけられていない、費用の負担を請求することを全く考えていないと、全然法律から外れています。

これは、住民に処分場を受け入れさせようとする詭弁であって、法律的に全然でたらめな違法な行政です。その証拠に、県が産廃処分場の設置許可の申請を出したわけです。出しても丸3年たつわけですが、いまだにその処分場の設置許可がおりておりません。このように、許可が丸3年間もおりないような処分場の設置を前提とした、処分場受け入れを前提としたこの請願というものは、県や町が言ってきた行政側の詭弁に誘導された請願であり、反対せざるを得ません。

以上、反対の討論といたします。

議長（川上要一君） 続いて、本請願に対する賛成討論を許します。

10番、阿久津武之君。

10番（阿久津武之君） 賛成の立場から討論いたします。

昨年12月、和見行政区から振興に関する要望書を提出いただきました。その中で、議会といたしまして採択をした中で今回請願という形になったというふうに理解しております。

地域的に見ましても、和見地区、限界集落とはいかないですが、高齢化の中に悩まれているのかなというふうに感じております。今後、国の施策の中でも農地の集約というのも一つの考えにあらうかと思えます。地域内の遊休農地の解消とともに、大型機械導入のためにも圃場整備が今後必要かというふうに考えております。TPP問題もありますし、テーブルに国としてもついた中で、今後、和見地区の中を考えましても、やはりある程度の面積をこれからこなして農業政策をしていかなければならないという中で、やはり今の状態の中で耕地を、美田を残していくというのはなかなかできないのかなというふうに考えています。

先ほども言いましたように、基盤整備、圃場整備をすることによって大型機械の導入が楽になり、また今後そういう請負耕作とかいろいろな面を考えまして、農地の集約化は必ず必要というふうに考えています。また、それと同時に、請願に対する署名につきましても、和見行政区の中の98名という多くの人の署名参加ということも考えまして、今回の請願は採択すべきというふうに考えて賛成の討論といたします。

議長（川上要一君） 反対討論ですか。

5番、益子明美さん。

5番（益子明美君） 本請願に反対の立場から討論いたします。

昨年12月、和見行政区から処分場を前提とした地域振興策が出されるとともに、処分

場を前提としない地域振興策のお願いというのが同じく請願で出されておりました。

和見地区では、産廃処分場を設置することと引きかえに地域振興策を進めないでほしいと、他の地域と同じように公平に地域振興策を進めてほしいという声があり、それは今現在も変わっておりません。どうして町がそういった公平性に欠けた行政の手法をとるのかと、今でも和見行政区の人々は思っています。こういった手法をとる限り、地域住民同士の感情を損ね、融和を損ねていきます。そして、それは住民自治を育てないこととなり、地域にとっても町にとっても大変不幸なことであります。

行政の公平性を確保していくためにも、また和見地区のそういった方々の声を代弁していくためにも、私は反対をいたします。

以上、反対討論といたします。

議長（川上要一君） 続いて、本請願に対する賛成討論を許します。

岩村文郎君。

7番（岩村文郎君） 私は、賛成の立場から討論させていただきます。

本案件は、和見地域から圃場整備と一級河川の整備ということで、私は個人的に処分場と切り離した考え方で賛成をしております。ほとんど内容は、先ほど阿久津議員が申されたとおりでございます。

私は、実は、私ごとで恐縮ですが、和見地域に約2ヘクタールの耕作地を持っております。非常に不便でありますし、効率が悪く、そして収益性も低い。そしてまた、和見地域においては、和見地域むらづくりという組織がありまして、地域振興ということで特産品をつくらうということで、サツマイモによる焼酎づくり、いろんな農園とかを持っております。そんなことを考えまして、また整備しないと、今本当に不足しております後継者問題、そんなことを考えますと、早急に整備を済ませて後継者の問題の解決、道路の問題、いろいろあるかと思えます。

そんなことで、採択後は速やかにこの事業が実施されますように要望いたしまして、賛成の討論といたします。よろしく申し上げます。

議長（川上要一君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。

異議がございますので、起立により採決をいたします。

請願第2号 和見地域の圃場整備と一級河川久那川の一体的整備並びに受益者負担の軽減に関する請願書に対する委員長の報告は採択であります。

採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（川上要一君） 起立多数と認めます。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

閉会の宣告

議長（川上要一君） 以上で、今期定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成23年第8回那珂川町議会定例会を閉会といたします。

ご起立願います。

ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 零時15分